

令和3年度ダイオキシン類に係る廃棄物焼却炉等設置者の
自主測定結果の報告状況について

令和5年1月11日

ダイオキシン類対策特別措置法で規定する特定施設(大気基準適用施設および水質基準適用事業場)の設置者は、同法第28条第1項から第3項の規定により、排出ガス・排出水等の自主測定をおこない、その結果を都道府県知事に報告することが義務づけられています。

令和3年度に報告がなされた自主測定結果について、下記のとおり取りまとめましたので、同法第28条第4項の規定に基づき公表します。(岐阜市を除く県内分)

ダイオキシン類対策特別措置法で規定する特定施設及び測定項目

大気基準適用施設 : 廃棄物焼却炉、アルミニウム合金溶解炉等からの排出ガスが測定対象
※廃棄物焼却炉については、集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰(その他の燃え殻を含む)も測定対象

水質基準適用事業場 : 廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設、下水道終末処理施設等が設置されている事業場の排出水が測定対象

自主測定報告の結果

自主測定結果の報告状況等								
	測定対象 (排出基準、処理基準)	稼働中施設					休止等	合計
		報告有 (報告待ちを含む)	基準超過	未報告	1年未満	小計 (報告率)		
大気基準適用施設	排出ガス	105	0	2	0	107 (98%)	50	157
	ばいじん及び焼却灰 (処理基準 3ng-TEQ/g)	102	0	2	0	104 (98%)	48	152
水質基準適用事業場	排出水 (排出基準 10pg-TEQ/L)	9	0	0	0	9 (100%)	2	11

- 排出ガスの排出基準は、施設の規模や設置時期によって異なる。
- 『1年未満』は設置後1年未満のため、年1回の測定期限がきていない施設を指す。
- 大気基準適用施設のうち、焼却炉の構造や廃棄物の種類・性状等により、ばいじん又は焼却灰が発生しない場合は、その測定は適用されないため、排出ガスの合計と焼却灰及びばいじんの合計は一致しない。
- 焼却灰及びばいじんは、排出基準は定められていないが、廃棄物として処理する際にダイオキシン濃度が処理基準(3ng-TEQ/g)を超える場合は、特別管理廃棄物として処理する必要がある。

※個々の事業所からの報告値については、別表をご覧ください。

※TEQ (Toxicity Equivalency Quantity) = 毒性等量

ダイオキシン類は、223種類の物質の総称で、これらのうち毒性のある物質は29種類ある。29種類の物質の毒性は強弱があるので、最も毒性の強い2,3,7,8-TeCDD(2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシン)の毒性を1(基準)として、他の物質の毒性の強さを換算した係数を用いてダイオキシン類の毒性を集計したもの。

別表3 水質基準適用事業場（硫酸塩バルブ等製造の塩素等漂白施設）

番号	工場又は事業場の名前	所在地	採取年月日	測定結果	排出基準	備考
				(pg-TEQ/L)		
【可茂県事務所管内（香濃加茂市、可児市、加茂郡、可児郡）】						
1	大王製紙(株)可児工場	可児市土田500	R3.6.15	0.14	10	

別表4 水質基準適用事業場（アルミニウム合金製造施設）

番号	工場又は事業場の名前	所在地	採取年月日	測定結果	排出基準	備考
				(pg-TEQ/L)		
【可茂県事務所管内（香濃加茂市、可児市、加茂郡、可児郡）】						
1	大豊岐阜(株)	可児郡御嵩町御嵩2188-6	R3.9.13	0.0055	10	

別表5 水質基準適用事業場（廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設等）

番号	工場又は事業場の名前	所在地	採取年月日	測定結果	排出基準	備考
				(pg-TEQ/L)		
【岐阜地域圏圏管内（羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡、本巣郡）】						
1	もとお広域連合衛生施設	瑞穂市生津天王東町2-57			10	休止中
2	長良製紙(株)	瑞穂市生津980	R3.12.7	0.0029	10	
3	山県市クリーンセンター	山県市谷合2457	R3.8.12	0.0040	10	
【西濃県事務所管内（大垣市、海津市、養老郡、不破郡、安八郡）】						
1	クワムラ化学(株)大垣工場	大垣市本今町1800	R3.9.13	0.000046	10	
2	住友化学(株)大分工場岐阜プラント	安八郡安八町秋字十八町3750	R3.8.2	0.00026	10	
【東濃県事務所管内（中津川市、恵那市）】						
1	(株)柴田建設	中津川市苗木48			10	休止中
【飛騨県事務所管内（高山市、飛騨市、下呂市、大野郡）】						
1	アルプス薬品工業(株)上野工場	飛騨市古川町上野8	R3.7.13	0.0074	10	

別表6 水質基準適用事業場（下水道終末処理施設）

番号	工場又は事業場の名前	所在地	採取年月日	測定結果	排出基準	備考
				(pg-TEQ/L)		
【中濃県事務所管内（関市、美濃市、郡上市）】						
1	関市浄化センター	関市會知2031	R3.8.19	0.0021	10	
【飛騨県事務所管内（高山市、飛騨市、下呂市、大野郡）】						
1	高山市下水道センター	高山市冬頭町333	R3.9.3	0.00058	10	
			R4.2.4	0.0073		